

第 15 回京都市ごみ収集業務評価推進会議

日時：平成 29 年 7 月 10 日（月）

午後 3 時 30 分～午後 4 時 50 分

場所：埋立事業管理事務所 2 階広報室

意見交換

まち美化事務所の現状について（資料 2）

京都市のごみ減量・リサイクルの取組について（資料 3）

協議事項

平成 29 年度「ごみ収集業務に関するアンケート調査」（案）について（資料 4）

〔配布資料〕

資料 1 京都市ごみ収集業務評価推進会議委員名簿

資料 2 まち美化事務所業務の現状について

資料 3 京都市のごみ減量・リサイクルの取組について

資料 4 平成 29 年度「ごみ収集業務に関するアンケート調査」について

京都市ごみ収集業務評価推進会議委員名簿

氏 名	役 職 等
いいだ ひさえ 飯田 尚絵	市民公募委員
おおうち りゅうじ 大内 龍二	市民公募委員
きくち けんたろう 菊池 健太郎	公認会計士
こじま かずよし 小島 一芳	市民公募委員
たかはし かつこ 高橋 かつ子	市民委員（京都市ごみ減量推進会議理事）
○ なかい あゆむ 中井 歩	京都産業大学法学部教授
なかの ひさこ 中野 比佐子	市民委員（京都市地域女性連合会常任理事）

(○は会長、五十音順、敬称略)

◆ 事務局

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

まち美化事務所業務の現状について

1 まち美化事務所の業務

京都市まち美化事務所規則に定められている設置目的

★一般廃棄物の収集運搬等

- ・所管区域内の家庭から排出されるごみの収集運搬
- ・まごころ収集や福祉対策袋の交付、カラスネットの貸与

★ごみの減量、再資源化の推進

- ・資源物の拠点回収・移動式資源回収の実施
- ・地域におけるごみの減量や分別・リサイクルに係る活動の支援
- ・地球温暖化対策をはじめとする総合的な環境行政の推進
- ・不法投棄の監視パトロールや撤去、ボランティア清掃の取組支援 など

★環境意識の普及啓発

- ・環境学習の企画・実施
- ・ごみの出し方、資源物の分別方法など市民からの様々な相談対応
- ・事務所業務に係る機関との連携・協議の実施 など

2 一般廃棄物の収集運搬等

(1) まち美化事務所の所管区域

効率的な執行体制の確立及び職員規模の適正化の観点から、平成22年4月及び平成23年10月に再編を行い、11事務所体制（各行政区に設置）から以下の7事務所体制に移行した。

事務所名	所轄区域
北部まち美化事務所	北 区・上京区
東部まち美化事務所	左京区・中京区（堀川通以東の区域）
山科まち美化事務所	山科区・伏見区（醍醐地域）
南部まち美化事務所	東山区・下京区・南区
西部まち美化事務所	右京区・中京区（堀川通以西の区域）
西京まち美化事務所	西京区
伏見まち美化事務所	伏見区（醍醐地域を除く）

(2) 各まち美化事務所の職員数

家庭ごみ量の減少に伴い、収集体制の効率化を進めている中、平成18年度に策定した「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に基づき技能労務職員の採用を凍結したことから、直営の体制を縮小し、委託化を進めており、平成27年度当初に委託率50%を達成した。このため、ごみ収集業務に従事する職員数（ごみ運転手及びまち美化業務員）は、近年大きく減少している。

なお、平成22年度から、各区役所・支所に「エコまちステーション」を設置し、地域におけるごみ減量の活動や環境教育推進等の取組を推進している。

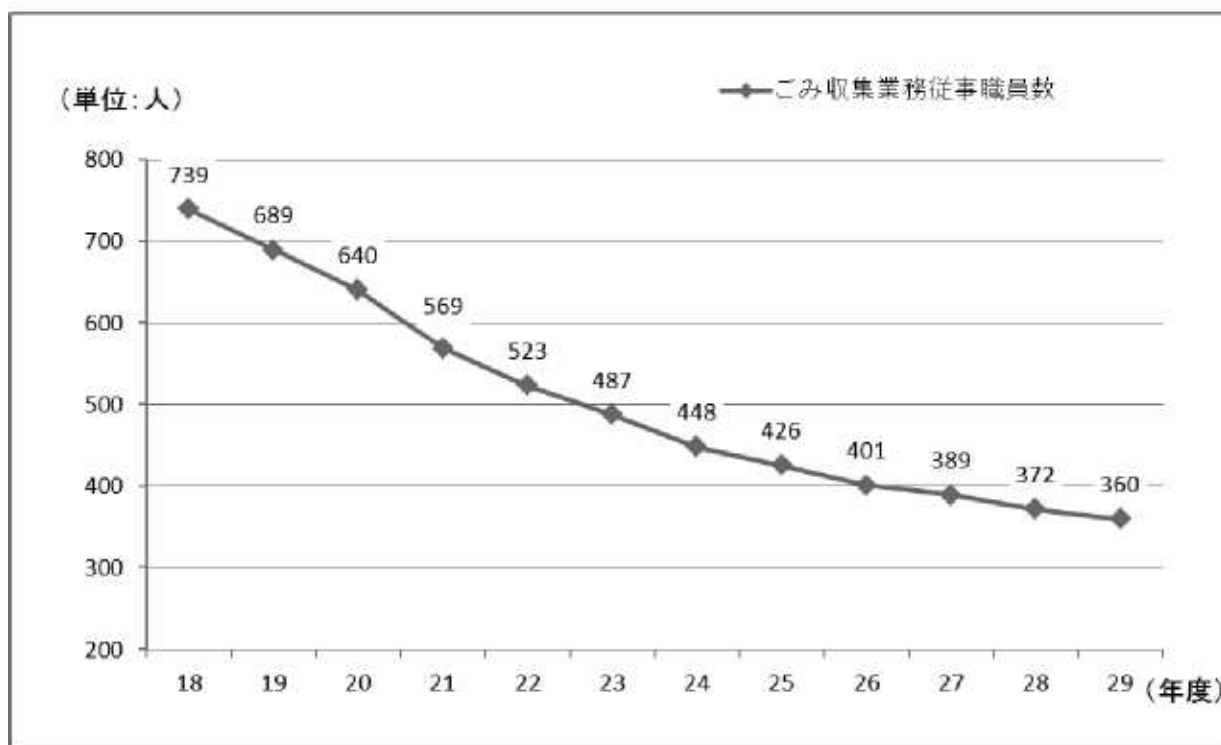
(事務所別の職員数（平成29年5月現在）)

	北部	東部	山科	南部	西部	西京	伏見	合計
事務所本体	57	63	60	68	76	54	66	444
(収集業務に従事する職員数)	(46)	(51)	(48)	(54)	(64)	(43)	(54)	(360)
エコまちステーション	8	5	9	12	9	8	9	60
職員数合計	65	68	69	80	85	62	75	504

※ 収集業務に従事する職員数は、事務所本体の内数である。

※ 休職中の職員を除いている。

(ごみ収集業務に従事する職員数の推移)



(3) まち美化事務所におけるごみ収集業務の形態

ごみの区分		収集回数	収 集 形 態 等
定 点 収 集	燃やすごみ	週 2 回	○ 月・木、火・金の曜日の組合せで週 2 回定曜日収集 ○ ごみ収集車両の進入が困難な地域では軽四輪車で収集し、ごみ収集車両へ積み替える方法で収集。また、一部の中高層団地においてはコンテナ収集を行っている。 ○ 燃やすごみ用の有料指定袋（黄色）
	缶・びん・ペットボトル	週 1 回	○ 水、木、金曜日いずれかの週 1 回定曜日収集 ○ ごみ収集車両による収集 ○ 資源ごみ用の有料指定袋（透明）
	プラスチック製容器包装	週 1 回	○ 月～金曜日いずれかの週 1 回定曜日収集 ○ ごみ収集車両による収集 ○ 資源ごみ用の有料指定袋（透明）
	小型金属・スプレー缶	月 1 回	○ 鍋、やかん、フライパンなどの最長部分が概ね 30 センチ以下の金属類及びスプレー缶 ○ 月 1 回の定曜日収集 ○ 軽四輪車による収集
	雑がみ	月 1 回	○ 月 1 回の定曜日収集 ○ 軽四輪車による収集
	せん定枝 （枝・落ち葉） ※モデル事業	月 1 回	○ 平成 28 年 10 月から、モデル事業として実施 ○ 月 1 回の定曜日収集 ○ 軽四輪車による収集

※「小型金属類・スプレー缶」の収集日に、「雑がみについても集積場所を利用した回収を行っている。

(4) ごみ収集作業の週間予定

		月・火曜日	水曜日	木・金曜日	
午 前	1 回目	燃やすごみ	缶・びん・ペットボトル	燃やすごみ	缶・びん・ペットボトル
	2 回目	燃やすごみ	缶・びん・ペットボトル	燃やすごみ	缶・びん・ペットボトル
	3 回目	燃やすごみ	缶・びん・ペットボトル	燃やすごみ	缶・びん・ペットボトル
	4 回目	燃やすごみ		燃やすごみ	
午 後	5 回目	プラスチック製容器包装 せん定枝※	プラスチック製容器包装 雑がみ	プラスチック製容器包装 せん定枝※	

※せん定枝の収集日・・・南部まち美化事務所は木曜日
それ以外のまち美化事務所は火曜日

(5) 業務実施手法

現在、本市では、本市が所有・管理する車両で本市職員が収集を実施する「直営」のほか、「庸車」及び「委託」という2つの手法により、収集業務を一部民間業者に委託し、業務を行っており、平成36年度にごみ収集業務の7割を民間委託により実施することを目指す。

実施手法	車両調達	運転手	収集員	合計乗車人員
直 営	本 市	市職員	市職員 2 名	市職員 3 名
庸 車	業 者	業 者	市職員 2 名	業者 1 名＋市職員 2 名
委 託	業 者	業 者	業者 2 名	業者 3 名

(6) 直営・庸車・委託の状況

前述のとおり、家庭ごみ量の減少に伴い、総収集体制の効率化を進めている中、直営による体制を縮小し、委託化を進めている。

	平成18年5月	平成29年5月
直 営	129台	60台
庸 車	92台	36台
委 託	37台	92台
合 計	258台	188台
委 託 率	26.2%	55.3%

※委託率は、作業人員のうち委託人員が占める割合

(7) 庸車・委託業者との契約手法

徹底した効率化によるコスト削減及び契約における透明性・公平性の確保を目的に、平成21年度から新規に民間委託を拡大する部分については、価格競争と業務の安定した履行の確保の双方を担保する契約手法（競争入札）を導入している。

(8) その他

- ・粗大ごみ処理手数料券の販売
- ・福祉対策（高齢者、障害のある方、腹膜透析利用者）として、燃やすごみ用有料指定袋の交付

3 ごみの減量，再資源化の推進

(1) ごみの減量，分別リサイクルの推進

- ・各種助成事業の案内と受付，小型家電回収事業
- ・業者収集マンションの分別指導，資源物回収拠点の拡大

(2) 移動式拠点回収事業

(3) 世界一美しいまち京都の実現

- ・地域における清掃活動の支援，不法投棄ごみ対策（監視カメラ貸与等）

4 環境意識の普及啓発

(1) 環境学習の企画・実施

- ・ごみ減量エコバスツアーの実施
- ・小学校等における環境学習会の企画及び実施，
- ・こどもエコライフチャレンジ推進事業の実施
- ・地球温暖化対策（エコドライブ等）の普及啓発

(2) ごみの出し方等に関する相談対応

- ・市内転入者等に対するごみの分別ガイド
- ・ごみ分別相談（お試し袋の配布）

京都市のごみ減量・リサイクルの取組



めぐるくん

&



こごみちゃん

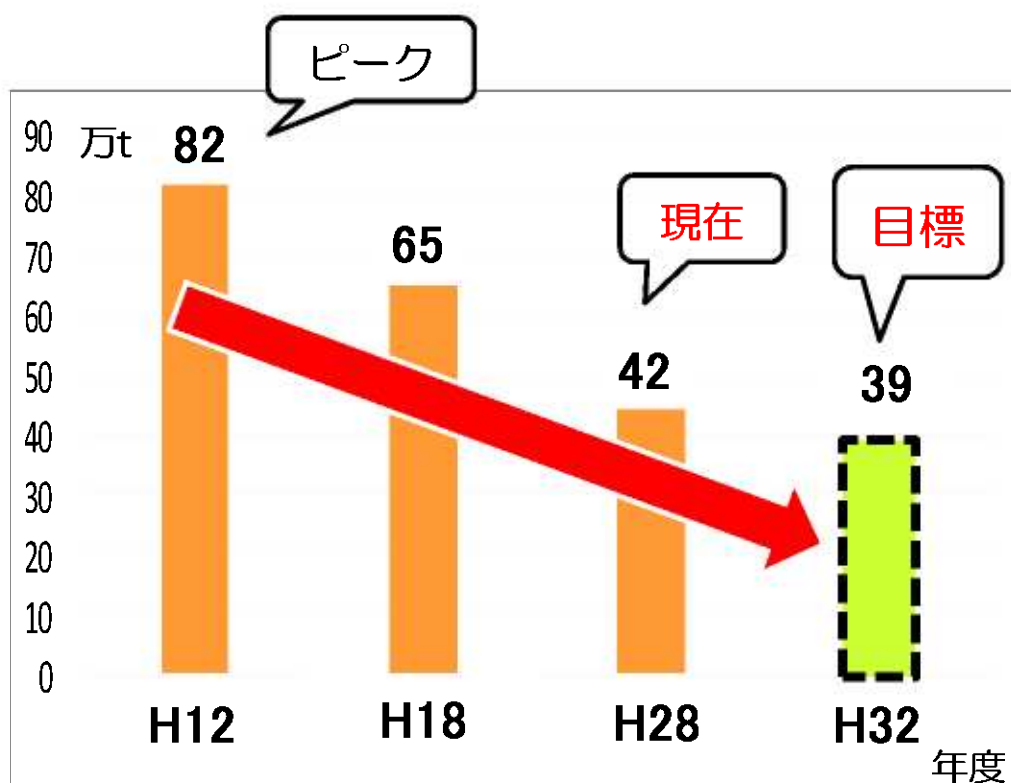
京都市環境政策局 循環型社会推進部

ごみ減量推進課

環境にやさしい循環型社会の構築（ごみの減量）

市民ぐるみで環境にやさしい循環型社会の構築

市内のごみの総量をピーク時から**49%削減**
(平成12年度⇒平成28年度)



家庭ごみ量（1人1日，28年度）

京都市 **406 g**

（大都市中最少：他指定都市平均の3/4）

他の指定都市平均 570 g
（27年度）

ごみ処理コストの大幅な削減

△138億円

367億円 ⇒ 229億円

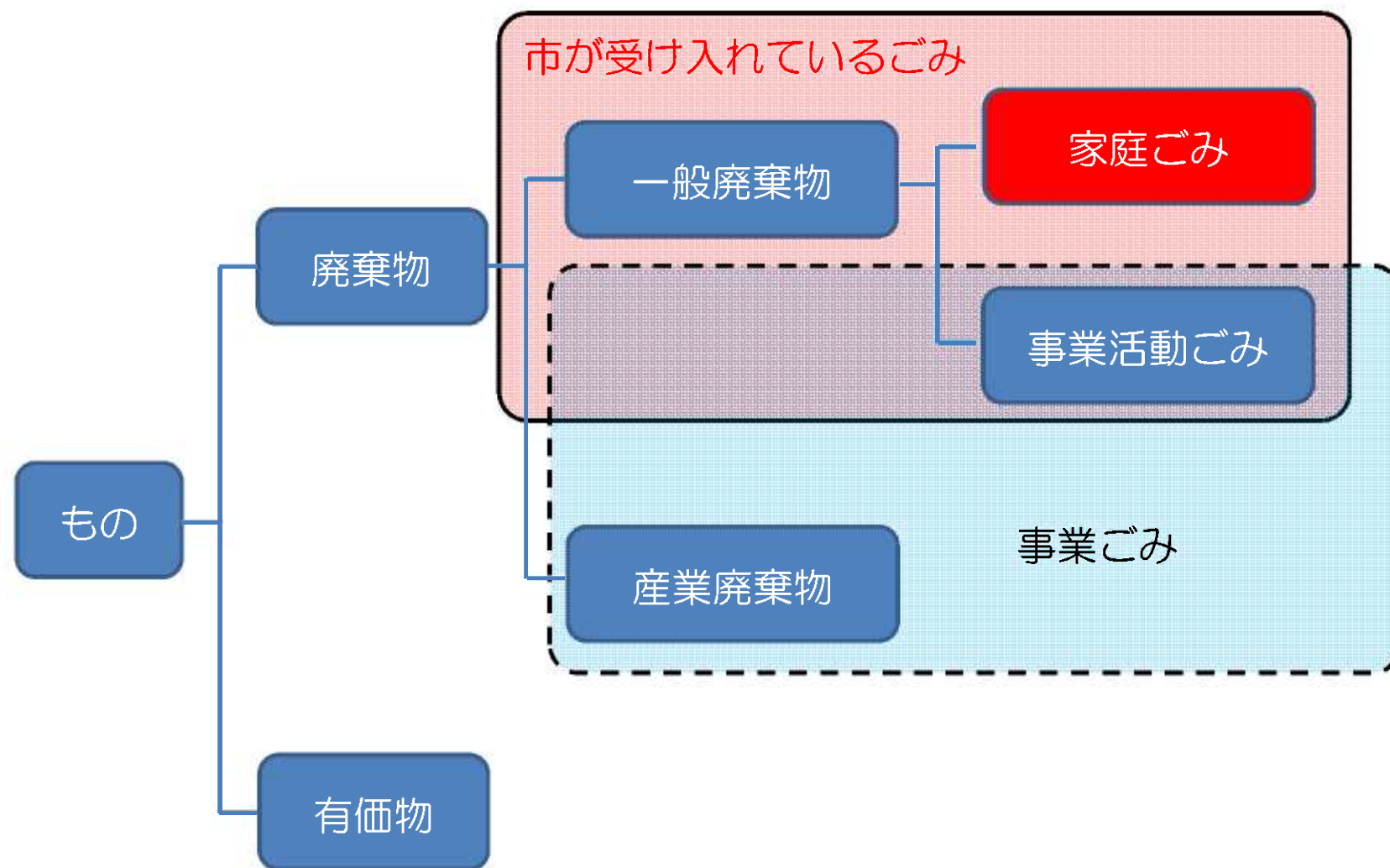
（14年度ピーク時）

（27年度）

ごみ焼却施設の縮小

5施設 ⇒ **3施設**

ごみの区分



京都市の主なごみ減量施策の変遷

(年号は平成)

家庭ごみ

- 9年10月 缶・びん・ペットボトル(混合)分別収集
- 9年10月 大型ごみ有料化
- 18年10月 家庭ごみ有料指定袋制
- 19年10月 プラスチック製容器包装分別収集
- 22年 4月 環境拠点「エコまちステーション」を各区役所・支所内に設置
- 25年 9月 有害・危険ごみ等の移動式拠点回収を本格実施
- 26年 6月 雑がみ分別・リサイクルの全市展開
- 27年10月 資源ごみの分別を条例で義務化

事業ごみ

- 6年 4月 事業用大規模建築物の事業系廃棄物減量計画書の届出開始
- 21年10月 告示産廃受入停止
- 22年 4月 事業用大規模建築物への減量指導を行う環境共生センター(北部・南部)の設置
- 22年 6月 業者収集ごみの透明袋制
- 23年 4月 業者収集ごみ手数料改定(100kgまでごとに650円→800円)
- 24年 4月 ごみ減量・3R活動優良事業所認定制度の創設
- 26年 4月 業者収集ごみ手数料改定(100kgまでごとに800円→1,000円)
- 27年10月 新聞・雑誌・ダンボールの分別を義務化
- 28年 4月 雑がみの分別を義務化
- 同 小売・飲食・ホテル旅館・大学 事業者による2Rの取組報告開始

市民・事業者・行政の協働

- 8年11月 市民・事業者・行政のパートナーシップに基づき、京都市ごみ減量推進会議設立
- 19年 1月 マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定締結
- 22年10月 エコイベント実施要綱策定

○しまつのこころ条例（平成27年10月施行）

- 2Rと分別・リサイクルの促進を2つの柱とする。
- 市民と事業者に努力義務及び実施義務を課す。

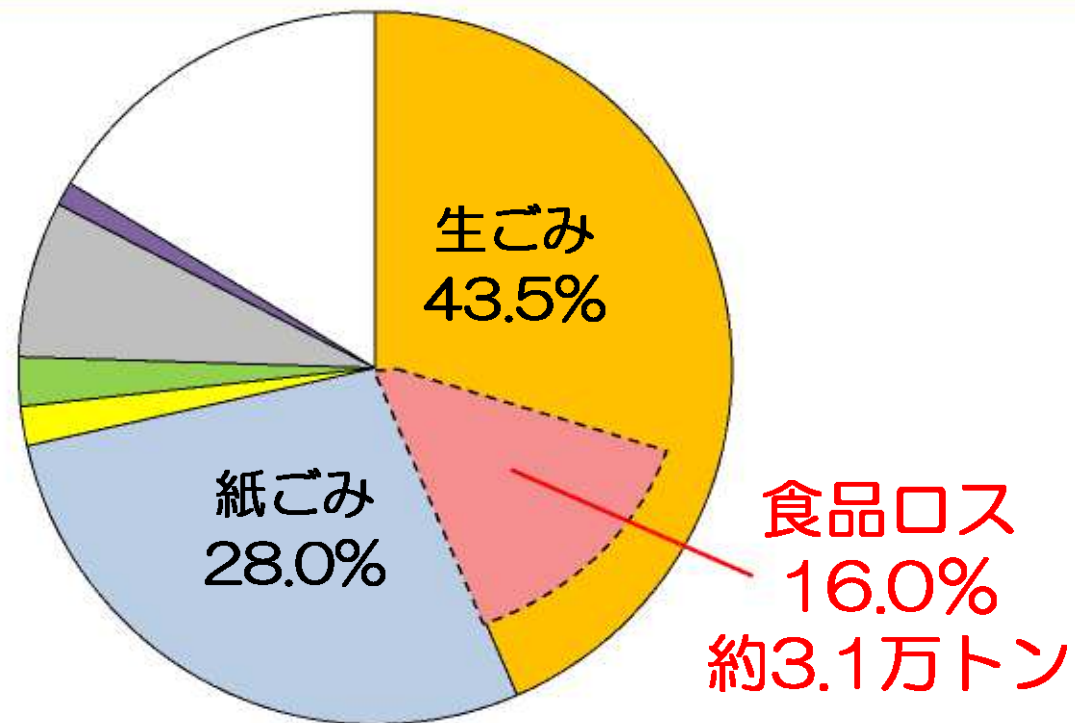
○新・京都市ごみ半減プラン（平成27年3月策定）

- ごみの市受入量をピーク時（平成12年度）の半分以上に削減
- 国内で初めてとなる「食品ロス」削減の数値目標（ピーク時の半減）を設定

ごみの現状と課題

- 昭和55年から37年にわたり継続して京都大学と協働して、**ごみ細組成調査を実施**
- 家庭ごみ（燃やすごみ）と事業ごみの**約40%、6.5万tが生ごみ**（平成27年度）
- 生ごみの**約4割が食品ロス**（手付かず食品や食べ残し），**約6割が調理くず**

＜参考＞
家庭の燃やすごみ
（約19万トン）の内訳
（平成27年度）

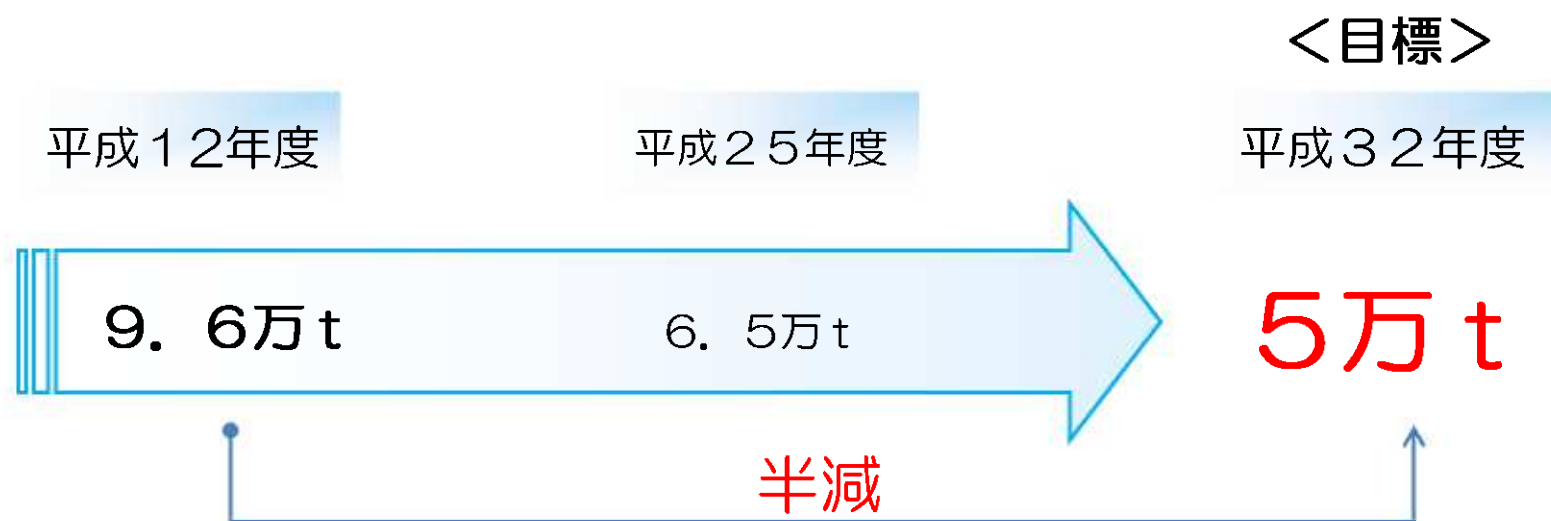


約90世帯、3日分の手付かず食品（平成28年度調査）



食品ロス排出量と半減目標

- ごみ組成調査から推計される**食品ロス**（手付かず食品と食べ残し）排出量は、**平成12年度のピーク時には9.6万t**
- 全国で初めて数値目標**を定め、**平成32年度**の食品ロス排出量を**5万t**にまで削減（ピーク時から**半減**）する。



食品ロス半減の取組① ～生ごみ3キリ運動～

「生ごみ3キリ運動」を平成24年度から実施

使いキリ

食材を買いすぎない，買ったものは使いキリ

食べキリ

もったいない！食べ残しをしない食べキリ

水キリ

ごみを出す前の水キリ

食品ロス半減の取組② ～「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度～

「生ごみ3キリ運動」を推進している飲食店や宿泊施設を、
「**食べ残しゼロ 推進店舗**」として認定する制度を
平成25年度から実施（29年5月末現在 **518**店舗）

認定された飲食店・宿泊施設では、次の**3つの取組**を実施



ステッカーを
店内に掲示



お店の取組を
来店者等にPR



生ごみの
発生抑制を実践

食品ロス半減の取組③ ～30・10（サーティ・テン）運動ほか～

残さず食べよう！30・10（サーティ・テン）運動

- ① 注文の際に適量を注文しましょう。
- ② 乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
- ③ お開き前10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。
- ④ 残った料理は、できれば持ち帰りましょう。



2R行動ガイド『しまつのこころ得』の発行

ごみ減量の実践内容を取りまとめた2R行動ガイドを作成



宴（うたげ）の巻



暮らし（くら）の巻



旅（たび）の巻

食品ロス半減の取組④ ～平成29年度の新たな取組～

- ① **食品ロスが発生しにくい**
流通・販売を目指す調査・社会実験
小売での販売期限を延長し，返品・廃棄による食品ロスの発生を抑制
- ② **フードバンク**など民間団体における
食品ロス削減の取組を支援
企業等から寄贈された食品を福祉施設等は無償提供する取組に対して事業経費を助成
- ③ 市内各地域の自治会等（地域コミュニティ）に
呼び掛け，市職員等による学習会
「しまつのこころ楽考(がっこう)」
を開催（200回以上を予定）



バイオマスポリエチレン配合有料指定ごみ袋

～バイオマスポリエチレン配合有料指定袋の導入～

- 平成29年は京都議定書が発効されて20周年という節目の年
- 議定書採択の都市としてCO₂削減をより一層推進していくため、市民の皆様の環境意識の向上にも資する取組として、有料指定袋に※バイオマスポリエチレンを10%配合することで、市民の皆様に手間なく地球温暖化防止に貢献していただく。

※ トウモロコシやサトウキビ等、元々地上にある植物を原料として製造されたプラスチック原料をいい、燃焼時に大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」となっている。

- 試行的に製造したものを平成29年7月以降に流通開始予定としており、経費、品質及びCO₂削減効果等を検証のうえ、平成30年度流通分から全種類に10%配合して製造する（今秋入札実施）。

御清聴ありがとうございました



京都市のごみ収集業務に関するアンケート調査 ＜概要＞

1 調査目的

本市のごみ収集業務について、市民の皆さまの意識や御意見を把握し、業務の改善に生かすことにより、より満足度の高い市民サービスを実現するため。

2 調査概要

(1) 調査対象

市内全域3,000世帯

まち美化事務所	調査数（世帯）	まち美化事務所	調査数（世帯）
北部	440	西部	550
東部	460	西京	270
山科	350	伏見	450
南部	480		
		合 計	3,000

(2) 調査方法

まち美化事務所の職員が、調査票を直営収集、委託収集、各々の収集区域ごとに無作為に配付し、回収は郵送により実施

(3) 調査期間

平成30年8月下旬～9月30日（予定）

※ 平成29年度は、8月下旬～9月30日

(4) 回収状況

平成29年度は、回答数1,360（回収率 45.3%）
 平成28年度は、回答数1,358（回収率 45.3%）
 平成27年度は、回答数1,418（回収率 47.3%）
 平成26年度は、回答数1,037（回収率 34.5%）
 平成25年度は、回答数1,448（回収率 48.3%）
 平成24年度は、回答数1,340（回収率 44.7%）
 平成23年度は、回答数1,300（回収率 43.3%）
 平成22年度は、回答数1,274（回収率 42.5%）

(5) 主な調査項目

- ア 安全・親切・丁寧で、美しい作業について
「きれいな収集ができているか。」 など
- イ 市民サービス、市民における認知度、市民満足度について
「収集全般について満足しているか」 など
- ウ ごみの分別や拠点回収に関する意識について
「ごみの減量や分別、リサイクルについて知りたい情報はどのようなことか。」 など

(案)

「京都市のごみ収集業務に関するアンケート調査」へのご協力をお願い
～皆様のご意見を業務の改善等に生かしてまいります。～

平成29年8月
京都市環境政策局

日ごろから京都市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、市民の皆様の良好な生活環境を守るため、市内7箇所にある「まち美化事務所」を中心として、「安全・親切・丁寧・美しい作業」をモットーに家庭ごみ収集業務を行っています。

ごみ収集業務につきまして、市民の皆様に、ご満足いただけるサービスの提供につなげるとともに、市民の皆様のご協力のもと、ごみ減量・リサイクルをより一層推進するため、ご意見・ご要望をお聞かせいただきたいと存じます。つきましては、お手数ですが、同封しましたアンケートへのご回答にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 本アンケート調査は、市内にお住まいの方の中から無作為に選ばせていただきました、3,000世帯の皆様をお願いしています。
- 回答方法につきましては、調査票の当てはまる口の中に、✓をご記入ください。
(選択肢「その他」をお選びの場合は、かっこ内にご記入ください。自由記入欄は、中にご記入ください。)
- ご記入いただきました調査票は、同封しております返信用封筒に入れ、**平成29年9月30日(金)**までに、投函していただきますようお願いいたします。
(切手を貼る必要はございません。)
- 回答は、個人を特定できない統計用データとしてのみ利用させていただきます。



アンケート調査票

当てはまる口に✓を入れてください。（「☒」のようにしてください。）

アンケート調査票

当てはまる口に✓を入れてください。（「☒」のようにしてください。）

基本的項目

(質問 1) あなたの性別をお聞かせください。

- ☐ ①女性
- ☐ ②男性

(質問 2) あなたの年齢をお聞かせください。

- ☐ ① 20歳未満
☐ ② 20代
☐ ③ 30代
☐ ④ 40代
☐ ⑤ 50代
☐ ⑥ 60歳以上

(質問 3) あなたのお住まいの行政区をお聞かせください。

- ☐ ①北 区 ☐ ②上京区 ☐ ③左京区
☐ ④中京区 ☐ ⑤東山区 ☐ ⑥山科区
☐ ⑦下京区 ☐ ⑧南 区 ☐ ⑨右京区
☐ ⑩西京区 ☐ ⑪伏見区

(質問 4) あなたの職業等をお聞かせください。

- ☐ ①会社員
☐ ②自営業
☐ ③公務員
☐ ④主婦・主夫
☐ ⑤学生
☐ ⑥その他（ ）

收集作業

(質問 5) お住まいの地域の家庭ごみ収集作業は、ごみの散乱などもなく、きれいに収集ができていますか。

- ☐ ①できている
- ☐ ②おおむねできている
- ☐ ③ほとんどできていない →以下の(質問5-2)へ
- ☐ ④できていない →以下の(質問5-2)へ
- ☐ ⑤分からない

【質問5で「③ほとんどできていない」、「④できていない」と回答された方へ】

(5-2) きれいに収集できていないと感じられた理由を具体的にお聞かせください。

(質問 6) 収集日の夕方(午後4時ごろ)以降に、ごみが残っていたことはありますか。

- ☐ ①ない
- ☐ ②ほとんどない
- ☐ ③時々ある →以下の(質問6-2)へ
- ☐ ④よくある →以下の(質問6-2)へ
- ☐ ⑤分からない

【質問6で「③時々ある」、「④よくある」と答えられた方へ】

(6-2) その理由と思われるものを、次のうちからお選び下さい。

- ☐ ①収集できない物が出されていた、分別が不十分であった
- ☐ ②ごみ収集が終わってから、出されていた
- ☐ ③収集されていなかった(収集もれ)
- ☐ ④普段から収集時間が遅い(午後4時以降に収集されている)
- ☐ ⑤分からない

(質問 7) ごみの排出場所で不適正なごみの排出(※)を見かけたことがありますか。



※「不適正なごみの排出」とは・・・

- ・京都市の指定袋以外で出している
- ・「燃やすごみ用」の指定袋に大型ごみを入れて出している
- ・「プラスチック製容器包装」のごみを入れた指定袋にプラスチック製品(ハンガー、おもちゃ、ケース類など)が大量に混じっているなどです。

- ☐ ①たびたび見かける →以下の(質問7-2)へ
- ☐ ②見かけたことがある →以下の(質問7-2)へ
- ☐ ③見かけたことがない
- ☐ ④分からない



【質問7で「①たびたび見かける」、「②見かけたことがある」と回答された方へ】

(7-2) 京都市では、不適正に排出されたごみには、ごみ袋に収集しない理由を書いた啓発シール（別紙に写真を掲載しています。）を貼り、収集をしていません。不適正なごみの袋にはシールが貼ってありましたか。

- ☐ ①貼ってある →以下の（質問7-3）へ
- ☐ ②貼ってない
- ☐ ③分からない

【質問7-2で「①貼ってある」と回答された方へ】

(7-3) シールには、収集しなかった理由は書かれていましたか。

- ☐ ①書かれていた
- ☐ ②書かれていなかった
- ☐ ③覚えていない

(質問8) 収集作業中に、ごみが飛び散るなどして他の車両や歩行者の通行の妨げになったり、危ないと感じたことはありますか。

- ☐ ①ない
- ☐ ②ほとんどない
- ☐ ③時々ある →以下の（質問8-2）へ
- ☐ ④よくある →以下の（質問8-2）へ
- ☐ ⑤分からない

【質問8で「③時々ある」、「④よくある」と回答された方へ】

(8-2) 通行の妨げになったり、危ないと感じられた状況をお聞かせください。

(質問9) 収集作業の丁寧さについて、どのように感じますか。

- ☐ ①良い →以下の（質問9-2）へ
- ☐ ②おおむね良い →以下の（質問9-2）へ
- ☐ ③やや悪い →以下の（質問9-2）へ
- ☐ ④悪い →以下の（質問9-2）へ
- ☐ ⑤分からない

【質問9で「①良い」、「②おおむね良い」、「③やや悪い」、「④悪い」と回答された方へ】

(9-2) 良い、悪いと感じられた理由を具体的にお聞かせください。

安全運転

（質問１０） 京都市のごみ収集車（別紙に写真を掲載しています。）の運転について、スピードの出し過ぎ、無理な車線変更、マナーの悪い運転等を見たことがありますか。

- ☐ ①ない
- ☐ ②ほとんどない
- ☐ ③時々ある →以下の（質問１０－２）へ
- ☐ ④よくある →以下の（質問１０－２）へ
- ☐ ⑤分からない（ごみ収集車を意識して見たことがない等）

【質問１０で「③時々ある」、「④よくある」と回答された方へ】

（１０－２） どのような運転であったかを具体的にお聞かせください。

市民サービス

（質問１１） 市民の皆様にごみの集積場所であ会った際、作業員は自分から声かけ、あいさつをしていますか。

- ☐ ①している
- ☐ ②おおむねしている
- ☐ ③ほとんどしていない
- ☐ ④していない
- ☐ ⑤職員に会ったことがない

（質問１２） カラス等によるごみの散乱を防ぐために、京都市では、おおむね５世帯以上で利用されている集積場所ごとに、カラスネット（防鳥用ネット）を無償で貸し出すサービスを実施しておりますが、このカラスネット貸与制度について、ご存知ですか。

- ☐ ①使用している →以下の（質問１２－２）へ
- ☐ ②知っているが、使用していない
- ☐ ③知らない



【質問 12で「①使用している」と回答された方へ】

(質問 12-2) カラスネットがごみ袋にかぶせてある場合、作業員は収集後、ネットが歩行者や自転車の通行の妨げとならないよう、片付けることができますか。

- ☐ ①できている
- ☐ ②おおむねできている
- ☐ ③ほとんどできていない
- ☐ ④できていない
- ☐ ⑤分からない

(質問 13) 京都市では、市内7箇所に「まち美化事務所」を設置しています。まち美化事務所の主な業務は以下のとおりですが、これらの業務を行っていることについて、ご存知ですか。

- ・ 家庭ごみの収集運搬
- ・ ごみの出し方や排出場所、資源物の分別方法など市民からの様々な相談対応
- ・ カラスネットの貸与
- ・ ボランティア清掃等のまちの美化に係る取組支援
- ・ ごみ処理手数料免除対象者用の指定袋の交付（必要とする方のお宅への配送） など

- ☐ ①知っていたし、利用したことがある
(電話問い合わせ、地域での活動等を含む)
- ☐ ②知っていたが、利用したことはない
- ☐ ③知らなかったが、上記のことをやっているなら利用してみたい
- ☐ ④知らなかったし、特に利用したいとも思わない

(質問 14) 環境行政の総合窓口として14区役所・支所内に「エコまちステーション」を設置しています。

エコまちステーションの主な業務は以下のとおりですが、これらの業務を行っていることについて、ご存知ですか。

- ・ ごみ減量相談
- ・ コミュニティ回収助成事業、使用済てんぷら油回収助成制度、地域における生ごみ・落ち葉等堆肥化活動助成事業、資源物回収拠点の拡大
- ・ 地域ごみ減量推進会議の活動支援
- ・ こどもエコライフチャレンジ推進事業
- ・ エコ学区の推進 など

- ☐ ①知っていたし、利用したことがある
(電話での問い合わせ、地域での活動等を含む)
- ☐ ②知っていたが、利用したことはない
- ☐ ③知らなかったが、上記のことをやっているなら利用してみたい
- ☐ ④知らなかったし、特に利用したいとも思わない

(当てはまるもの全て)

- (質問 16) 京都市のごみ収集全般について満足されていますか。

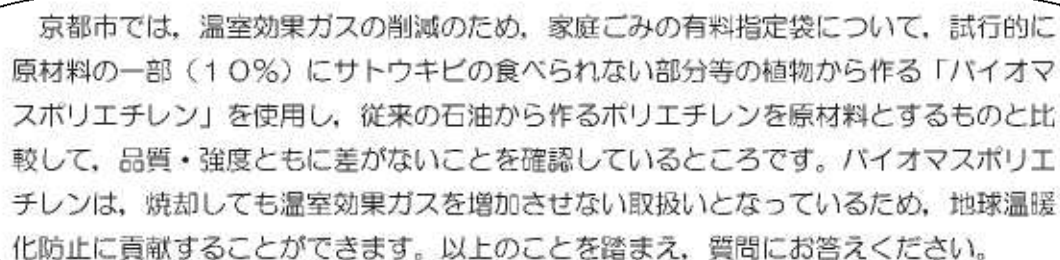
- 「ごみ収集」に関する項目は以上です。以下は、「ごみの分別」等の意識に関する項目です。

(質問 17) 本市では、より一層ごみを減量し、資源・エネルギーの有効利用を図るため、リサイクルできる資源ごみの分別ルールを明確にし、分別を徹底していくことを目指しています。ごみの分別を徹底するために、どのようなことが重要だとお考えですか。

(当てはまるもの全て)

- ☐ ① 分別ルールの周知・啓発をすること
- ☐ ② 市民一人ひとりの意識や習慣を変えていくこと
- ☐ ③ 身近な場所に資源ごみの回収拠点（機会）があること
- ☐ ④ 市が分別ルールを守らない方を直接指導すること
- ☐ ⑤ その他（ ）

(質問 18) 家庭ごみ有料指定袋の一部(10%)にバイオマスポリエチレンを使用する京都市の取組をご存知でしたか。



- 7

(質問19) この取組を推進することについてどのようにお考えですか。

(販売価格に変更はありません。)

- ☐ ①賛成である
☐ ②反対である
☐ ③どちらでもよい

(質問20) バイオマスポリエチレン以外にも、トウモロコシの芯等から作る様々な「バイオマスプラスチック」が開発され、容器包装や日用品等の原材料の一部に使用されています。このことを知っていましたか。

☐ ①知っていた → 下記のうち該当するものを全てお答えください。

	御存知の製品	購入経験がある製品
① レジ袋(無料配布を含む)	☐	☐
② 飲料用PET ボトル	☐	☐
③ 日用品ボトル	☐	☐
④ 食品トレー・食品容器包装	☐	☐
⑤ カード類(ポイントカードなど)	☐	☐
⑥ 買い物かご(店舗使用分を含む)	☐	☐
⑦ 家電製品	☐	☐
⑧ 自動車	☐	☐
⑨ その他()	☐	☐

☐ ②知らなかった

(質問21) 平成28年10月から、せん定枝(枝や落ち葉)を月に1回、家庭ごみとして回収し、リサイクルをするモデル事業を実施していますが、ご存知ですか。

- ☐ ①知っており、利用したことがある。
☐ ②知っているが、利用したことがない。
☐ ③知らない



＜せん定枝の分別・リサイクル推進モデル事業＞

回収品目 せん定枝(枝、落ち葉)
回収日 月1回、火曜日又は木曜日
出し方 透明の袋に入れて、2袋まで(枝はひもで縛って出しても可)
回収したせん定枝は、堆肥や燃料(木質チップ)としてリサイクルしています。

(質問22) 京都市では、ごみの減量と資源の有効利用に向けた取組として、使用済小型家電(※)のリサイクルを行っており、区役所・支所、地下鉄駅構内、商業施設など市内46箇所に回収BOXを設置し、無料で回収しています。この取組についてお答えください。

- ☐ ①利用したことがある。
- ☐ ②取組を知っているが、利用したことはない。
- ☐ ③取組を知らないが、今後利用したい。
- ☐ ④取組を知らないし、今後も利用することはないと思う。



※「小型家電」とは・・・

携帯電話やデジタルカメラなど広く電気・電池で動く製品のことで。

(質問23) 新聞、ダンボールはどのように排出していますか。
(当てはまるもの全て)

- ☐ ①コミュニティ回収などの地域の集団回収に出している
- ☐ ②地域を巡回している古紙回収業者に出している
- ☐ ③まち美化事務所、区役所・支所などに持ち込んでいる
- ☐ ④「燃やすごみ」として出している
- ☐ ⑤その他()



(質問24) 雑がみ(※)は、分別されていますか。

- ☐ ①分別している →以下の(質問24-2)へ
- ☐ ②分別せずに、「燃やすごみ」として出している
→以下の(質問24-3)へ



※「雑がみ」とは・・・

新聞、ダンボール以外のリサイクルできる紙ごみで、包装紙、紙袋、チラシ、雑誌などのことです。

【質問24で「①分別している」と回答された方へ】

(質問24-2) 雑がみはどのように排出していますか。

(当てはまるもの全て)

- ☐ ①コミュニティ回収などの地域の集団回収に出している
- ☐ ②地域を巡回している古紙回収業者に出している
- ☐ ③まち美化事務所、区役所・支所などに持ち込んでいる
- ☐ ④「小型金属類・スプレー缶」の収集日に出している
- ☐ ⑤その他()

【質問24で「②分別せずに、燃やすごみとして出している」と回答された方へ】

(24-3) 雑がみを分別していない理由は何ですか。

(当てはまるもの全て)

- ☐ ①雑がみとはどういうものか(なにがリサイクル可能な紙類か)がよく分からない
- ☐ ②雑がみがリサイクルできることを知らなかった
- ☐ ③雑がみの出し方がわからない
- ☐ ④雑がみが太してたまらない
- ☐ ⑤雑がみの分別が面倒である
- ☐ ⑥コミュニティ回収などの地域の集団回収で回収してくれない
- ☐ ⑦古紙回収業者が回収してくれない
- ☐ ⑧その他()

(質問25) 古着類はどのように排出していますか。

(当てはまるもの全て)

- ☐ ①コミュニティ回収などの地域の集団回収に出している
- ☐ ②地域を巡回している古紙回収業者に出している
- ☐ ③まち美化事務所、区役所・支所などに持ち込んでいる
- ☐ ④フリーマーケットで販売している
- ☐ ⑤古着取扱店等に買い取ってもらっている
- ☐ ⑥燃やすごみとして出している
- ☐ ⑦その他()

(質問26) 生ごみを減量するために取り組まれていることはありますか。

(当てはまるもの全て)

- ☐ ①買いすぎず、買ったものは使い切っている
- ☐ ②作ったものは、食べ切っている
- ☐ ③水切りネット等を使用し、水を切っている
- ☐ ④生ごみ処理機を利用している
- ☐ ⑤コンポスト容器を利用している
- ☐ ⑥何もしていない
- ☐ ⑦その他()

(質問27) 手付かず食品や食べ残しのことを「食品ロス」と言いますが、お聞きになったことはありますか。

- ☐ ①言葉も意味も知っている → 質問27-2へ
- ☐ ②言葉は聞いたことがある
- ☐ ③初めて聞いた

【質問27で「①言葉も意味も知っている」と回答された方へ】

(27-2) 食品ロスの削減のために取り組まれていることはありますか。

(当てはまるもの全て)

- ☐ ① 買いすぎず、買ったものは使い切っている
- ☐ ② 作ったものは、食べ切っている
- ☐ ③ 賞味期限と消費期限の違いをよく理解し、使用している
- ☐ ④ 外食時は食べられる量だけ注文している
- ☐ ⑤ 特に何もしていない
- ☐ ⑥ その他 ()

(質問28) 使用済てんぷら油の回収を、地域の回収拠点(区役所・支所等の行政施設、設置者の軒先等)やスーパーで行っていますがご存知ですか。

- ☐ ①利用している →以下の(質問28-2)へ
- ☐ ②知っているが、利用していない →以下の(質問28-3)へ
- ☐ ③知らない



京都市では、回収した使用済てんぷら油をバイオディーゼル燃料に精製しています。軽油の代わりにバイオディーゼル燃料を使って市バスやごみ収集車を走らせることで、京都市全体で年間3,200トンもの二酸化炭素削減効果があり、地球温暖化の防止に貢献しています。

【質問28で「①利用している」と回答された方へ】

(28-2) 使用済てんぷら油の回収はどの方式を利用していますか。

- ☐ ① 回収ボックスや、ポリタンクへの移替えを利用している。
- ☐ ② 行政施設などでのペットボトル回収を利用している。
- ☐ ③ ①及び②のいずれも利用している。

【質問28で「②知っているが、利用していない」と回答された方へ】

(28-3) 利用されていない理由は何ですか。

(当てはまるもの全て)

- ☐ ①回収拠点が近所になから
- ☐ ②回収日時と自分の都合が合わないから
- ☐ ③容器ごと回収してもらえないから(又は最寄りの回収拠点では容器ごと回収してもらえないから)
- ☐ ④面倒だから
- ☐ ⑤てんぷら油を(ほとんど)使っていないから
- ☐ ⑥その他 ()



(質問29) 京都市のごみの減量や分別、リサイクルに関する情報をどこから得ていますか。

(当てはまるもの全て)

- ☐ ①テレビ
- ☐ ②新聞(一般紙)
- ☐ ③市民しんぶん
- ☐ ④回覧板
- ☐ ⑤京都市が作成するチラシ
- ☐ ⑥京都市のホームページ
- ☐ ⑦知人
- ☐ ⑧それらの情報には興味がない
- ☐ ⑨その他

()

(質問30) ごみの減量や分別、リサイクルについて知りたい情報はどのようなことですか。

(当てはまるもの全て)

- ☐ ①ごみの減量方法
- ☐ ②ごみの分別方法
- ☐ ③資源物の回収拠点
- ☐ ④資源物の再資源化の流れ
- ☐ ⑤京都市が行っている助成制度
- ☐ ⑥その他()

(質問31) 京都市が開催する、お住まいの地域(学区単位、町内会単位等)でのごみ減量や分別、リサイクルに関する説明会や意見交換会があれば参加したいですか。

- ☐ ①参加したい
- ☐ ②参加はしないが、内容は資料や回覧板等で知りたい
- ☐ ③参加したくない

(質問32) お住まいの地域で、自主的に行われているごみの減量や分別、リサイクルを目的とした活動や取組に参加していますか。

- ☐ ①参加している
- ☐ ②参加していないが、機会があれば参加したい
- ☐ ③参加していない

(質問33) 京都市のごみの収集や分別などについて、希望することは何ですか。
(当てはまるものから順に、数字を記入してください。)

優先順位

- ①なるべく早い時間帯に収集を終わらせてほしい
 ②定期収集(※)で回収する資源物の品目を増やしてほしい

※現在、定期収集している資源物は、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「小型金属類・スプレー缶」です。



- ③資源物を出しやすいように、回収拠点を増やしたり、身近な場所に出向いて行う資源物回収を増やしたりしてほしい
 ④ごみ袋をごみ集積場所まで運ぶことが大変な高齢者等に配慮してほしい
 ⑤地域単位でごみ減量活動に取り組めるよう支援してほしい
 ⑥子どもへの環境教育を充実してほしい
 ⑦その他
[]
 ⑧特にない、現状のままでよい

自由意見

(質問34) ごみの収集作業や運転に関すること、今後まち美化事務所に望むサービスなど、ご意見があれば自由にご記入ください。

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

(質問7-2, 7-3 啓発シール)

日付

このごみは収集 できませんでした

☐ 家庭ごみ
☐ 缶・びん・ペットボトル
☐ プラスチック製容器包装
☐ 小型金属類

分別が不十分です。
 下記のごみを取り除いていただき、次回の収集日に
 このシールをはがして排出してください。

取り除いていただくごみ

☐ 缶・びん・ペットボトル
☐ 家庭ごみ [生ごみ・紙類・プラスチック製品【ハンガー・おもちゃ・プリンター・ケース類】その他] 1
☐ 小型金属類 [フライパン・やかん・スプレー缶 1
 その他] 1
☐ プラスチック製容器包装 [緩衝材・ボトル類・トレイ類・カップ類 1
 その他] 1
☐ 大型ごみ ()
 生活環境美化センターに電話で申し込んでください。
 電話番号 0120-100-530
 (携帯電話からは 0570-000-247)

☐ 指定袋が違います。
 家庭ごみ用・資源ごみ用 指定袋で排出してください。

京都市環境政策局〇〇まち美化事務所
 電話 〇〇〇-〇〇〇〇

～京都市からのお願い～

このごみは収集できません

This garbage could not be collected
 此垃圾不能回收
 이 쓰레기는 수거할수 없습니다



条例により次のものは
 分別を義務化しています。
 正しい排出をお願いします。



定期収集している資源物	リサイクルできる紙類	大型ごみ
・缶・びん・ペットボトル ・プラスチック製の「容器」と「包装」 ・小型金属類・スプレー缶	・新聞・ダンボール ・チラシ・雑誌などの紙がみ ・紙パック	・家電類等 ・電化製品等

分別ルール違反が繰り返されると、条例に基づき必要な調査、指導を行う場合があります。

環境政策局 ●●まち美化事務所
 電話 000-0000

(質問10 京都市のごみ収集車)

